

令和元年度弘前市町会等街灯交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、明るいまちづくりと地域住民の安全な生活環境の維持を図るため、東北電力株式会社その他の小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）へ公衆街路灯（以下「街灯」という。）の電気料金を納入した町会等に対し、令和元年度予算の範囲内で街灯交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市補助金等交付規則（平成18年弘前市規則第57号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「町会等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 字の区域その他弘前市の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体で、区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な活動を現に行い、又は行うことが明らかであるもの

(2) その他市長が認める組織等

(交付金の交付の対象とする街灯)

第3条 交付金の交付の対象とする街灯は、町会等が小売電気事業者と公衆街路灯契約を締結している街灯とする。ただし、平成26年以降に町会等が新設し、小売電気事業者と公衆街路灯契約を締結しているものを除く。

(交付金の交付基準)

第4条 交付金の額は、町会等が小売電気事業者へ納入した暦年における街灯電気料金相当額（以下「相当額」という。）に、街灯維持管理費として当該相当額の100分の7に相当する金額を加算した額とする。

2 町会等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める額をもって相当額とする。

(1) 街灯数が150灯未満で、次条に規定する上半期分及び下半期分それぞれの相当額（以下この項において「半期分相当額」という。）が150,000円を超えるとき150,000円に当該年度初日における町会等に加入する世帯数に240円を乗じて得た額を加算した額（その額が半期分相当額を超えるときは、半期分相当額）

(2) 街灯数が150灯以上で半期分相当額が250,000円を超えるとき250,000円に当該年度の初日における町会等に加入する世帯数に240円を乗じて得た額を加算した額（その額が半期分相当額を超えるときは、半期分相当額）

(交付金の交付時期)

第5条 前条の交付基準により算出して得た交付金は、平成31年1月分から令和元年6月分までを上半期分として令和元年9月に、令和元年7月分から12月分までを下半期分として令和2年3月に、それぞれ交付する。

(交付金の申請)

第6条 交付金の交付を受けようとする町会等は、令和元年度弘前市町会等街灯交付金交付申請

書（様式第1号）により、上半期分を令和元年7月に、下半期分を令和2年1月に市長に申請しなければならない。

（交付決定及び交付金の額の確定通知）

第7条 規則第6条の補助金等交付決定通知書及び規則第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和元年度弘前市町会等街灯交付金交付決定及び額の確定通知書（様式第2号）とする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関して必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。